

## 米子市フリースクール利用料等補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、米子市フリースクール利用料等補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、米子市補助金等交付規則（平成17年米子市規則第46号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、義務教育段階にある児童又は生徒（以下「児童生徒」という。）がフリースクール又は教育支援センター（以下「フリースクール等」という。）に通所する場合の経費に対する支援を行うことにより、児童生徒の保護者等の負担の軽減を図り、もって児童生徒の教育の機会を確保することを目的として交付する。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) フリースクール 不登校児童生徒を指導する民間施設のガイドライン（平成27年1月6日付け第201400149222号鳥取県教育委員会教育長通知）に準拠すると米子市教育委員会が認める施設をいう。
- (2) 教育支援センター 不登校児童生徒（義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）第2条第3号に規定する不登校児童生徒をいう。）を指導するために米子市が設置する施設をいう。
- (3) 保護者等 親権を行う者、未成年後見人その他児童生徒と現に生計を一にし、又はその監護を行う者をいう。

### (補助対象者)

第4条 本補助金の交付を受けることができる者は、市内に住所を有する児童生徒の保護者等（米子市立学校児童生徒の学校指定に関する規則（平成17年米子市教育委員会規則第12号）に定める米子市立伯仙小学校区又は米子市立箕蚊屋小学校区に住所を有し、米子市日吉津村中学校組合立箕蚊屋中学校に在学する生徒の保護者等を除く。）とする。

### (補助対象経費)

第5条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、当該年度における児童生徒のフリースクール等への通所に要する経費のうち、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 授業料（定期に支払うこととされている定額の経費をいう。次条第1号において同じ。）

(2) 交通費

(3) 実習費

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費

(本補助金の額)

第6条 本補助金の額は、補助対象経費に相当する額とする。ただし、次の各号に掲げる補助対象経費の区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。

(1) 授業料 月額2万円又は月額の授業料に相当する額に3分の2を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てて得た額）のいずれか低い額

(2) 交通費、実習費及び前条第4号に掲げる経費 次のア又はイに掲げる児童生徒の区分に応じ、それぞれア又はイに定める額

ア 小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）及び特別支援学校の小学部の児童 月額3,000円

イ 中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）及び特別支援学校の中学部の生徒 月額6,000円

(交付申請の時期等)

第7条 本補助金の交付の申請は、別表の左欄に掲げるフリースクール等に通所した期間ごとに、当該期間の区分に応じ、同表の右欄に定める期限までに行わなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の申請は、米子市フリースクール利用料等補助金交付申請書（別記様式第1号）を市長に提出することにより行うものとする。

3 前項に規定する申請書には、米子市フリースクール利用料等補助金に係る利用実績証明書（別記様式第2号）を添付しなければならない。

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該申請に係る本補助金を交付するかどうかを決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により本補助金を交付するかどうかを決定したときは、当該申請をした者に対し、米子市フリースクール利用料等補助金交付（不交付）決定通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。

(本補助金の支払)

第9条 本補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、本補助金の支払の請求をしようとするときは、米子市フリースクール利用料等補助金支払請求書（別記様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに、当該請求に係る

額の本補助金を、当該請求をした交付決定者が指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、本補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により本補助金の交付を受けたとき。
- (2) 第4条に規定する保護者等に該当しなくなったとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が交付の決定を取り消す必要があると特に認めたとき。

(本補助金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により本補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係るフリースクール等への通所に関し既に本補助金が交付されているときは、当該交付決定者に対し、本補助金の返還を命ずるものとする。

(規定外事項)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年5月17日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の米子市フリースクール利用料等補助金交付要綱第4条及び第5条の規定は、令和6年4月1日以後に交付の決定を行った米子市フリースクール利用料等補助金について適用し、同日前に交付の決定を行った米子市フリースクール利用料等補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年6月9日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の米子市フリースクール利用料等補助金交付要綱（次項において「改正後の要綱」という。）の規定は、令和7年4月1日以後にお

ける米子市フリースクール利用料等補助金交付要綱第3条第1号に規定するフリースクール又は同条第2号に規定する教育支援センター（以下「フリースクール等」という。）への通所に係る米子市フリースクール利用料等補助金（以下「補助金」という。）について適用する。

（令和7年度における補助金の上限額の特例）

- 3 令和6年度において児童又は生徒（以下「児童生徒」という。）のフリースクール等への通所について補助金の交付を受けた保護者等（米子市フリースクール利用料等補助金交付要綱第3条第3号に規定する保護者等をいう。）に対し、令和7年度において当該児童生徒が引き続き当該フリースクール等に通所する場合に当該フリースクール等への通所について交付する補助金に係る改正後の要綱第6条の規定の適用については、同条第1号中「切り捨てて得た額」とあるのは、「切り捨てて得た額とし、その額が1万3,200円に満たないときは、1万3,200円とする。」とする。

別表（第7条関係）

フリースクール等に通所した期間	申請期限
4月から7月までの期間	8月31日
8月から11月までの期間	1月31日
12月から翌年3月までの期間	3月31日